

第36回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年6月26日(火)午後2時00分～午後3時10分

2 開催の場所 島根県市町村振興センター 6階 大会議室2

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第201号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第202号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第203号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第204号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第205号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第71号 会長専決処分の報告

報告第72号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 角 可津夫(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(欠)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主事	伊藤 謙
農業企画係長	平塚 和男	農業企画主事	村田 優斗
農地係主幹	森田 稔		

6 会議内容

議 長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第36回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、12番委員から提出されています。委員定数は19名のうち、18名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。13番の榎原委員、18番の古藤委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と高尾副主任にお願いします。それでは、議事に入ります。

議第201号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第201号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件13筆で、所有権移転案件が4件、共有持分の移転が1件です。

それでは、6番の案件についてご説明いたします。申請は古志町の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由は、ともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。つづいて、7番の案件についてご説明いたします。

申請は、上佐陀町の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、8番の案件についてご説明いたします。申請は、上東川津町の畑2筆の共有持分を移転されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲渡理由、譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、耕運機、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、9番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町古浦の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためです。受け人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、10番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の田2筆と畑2筆、現況畑の田2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住及び労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事	務	局	以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議		長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1	8	番	事務局から説明のあった通り、いずれの案件も、許可相当であると判断いたしました。
議		長	ではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
			(なしの声)
議		長	ないようでございますので、採決いたします。議第201号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
			(異議なしの声)
議		長	ご異議なしということですので、議第201号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第202号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは、議題202号、農地法第4条の許可申請について説明いたします。4条の3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は敷地拡張です。転用面積は83㎡、所要面積も同様の83㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、子供の遊び場、庭及び倉庫用地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
			以上、上程いたしました、4条1件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議		長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1	8	番	事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議		長	ではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
			(なしの声)
議		長	ないようでございますので、採決いたします。議第202号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
			(異議なしの声)
議		長	ご異議なしということですので、議第202号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第203号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは、議題203号、今月の農地法第5条の許可申請について説明いたします。始めに、5条23番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は217㎡、所要面積も同様の217㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはそれぞれご覧のとおりです。

次に、5条の24番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は上東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は225.97㎡、所要面積も同様の225.97㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅一棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の25番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は1099㎡、所要面積は斜線部分の農地以外を含んだ1586.71㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅4棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の26番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場敷地です。転用面積は568㎡、所要面積も同様の568㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、駐車場敷地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の27番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場敷地です。転用面積は185㎡、所要面積も同様の185㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地の隣接地である譲渡人の宅地を購入し、資材置き場として利用しますが、駐車場がないため、申請地を造成し、駐車場、進入路を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の28番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は従業員宿舎です。転用面積は260㎡、所要面積も同様の260㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地は昭和48年頃より個人住宅として使用していたもので、リフォームし、従業員宿舎とするものです。なお、申請地は、昭和48年頃から個人住宅として使用されていたことから、土地所有者から始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の29番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。

事 務 局	転用目的は個人住宅です。転用面積は136㎡、所要面積は494.1㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地と、申請地に隣接する宅地を整備して、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に5条の30番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は423.76㎡、所要面積は562.11㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地と、申請地に隣接する宅地を整備して、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に5条の31番について説明いたします。借入人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域です。転用目的は工事機械・車両の作業場用地です。転用面積は441㎡、所要面積も同様の441㎡です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項1号イで、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。権利の種類はご覧のとおりで、一時転用期間は令和3年1月17日までです。事業計画ですが、申請地は、高速道路法面補強工事の施工に伴う工事機械、大型車両の作業場用地として、一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 最後に、5条の32番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西浜佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、分家住宅です。転用面積は277㎡、所要面積も同様の277㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し、分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上上程いたしました、5条10件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をおねがいします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 8 番 委 員	いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議 長	ではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
6 番 委 員	23番と24番の間にある農地はどのような状態になっているか伺う。
事 務 局	以前形状変更をされたところで、現在耕作はされていません。
6 番 委 員	分かりました。
議 長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。 議第203号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議	長	<p>ご異議なしということですので、議第203号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第204号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは議第204号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。</p> <p>始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、生馬地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は10a当たり40万円です。所2は、乃木地区、田6筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は全筆で500万円です。</p> <p>つづいて農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1は竹矢地区の更新案件です。利2と利3は鹿島地区の更新案件です。利4は東出雲地区の新規案件です。利5から利8は八雲地区の案件で、このうち利6と利7が新規の案件です。利9から利12は八束地区の更新案件です。以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田11, 817㎡、畑19, 289㎡、合計面積31, 106㎡となります。</p> <p>つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1から転10は秋鹿地区、機構転貸の更新案件です。転11と転12は生馬地区、機構転貸の新規案件です。転13と転14は法吉地区、機構転貸の更新案件です。転15は生馬地区、機構転貸の更新案件です。転16と転17は朝酌地区、機構転貸の更新案件です。転18は大庭地区、機構転貸の更新案件です。転19から転23は乃木地区、機構転貸の更新案件です。転24と転25は東出雲地区、機構転貸の案件で、このうち転24が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田64, 435㎡、畑11, 874㎡、合計面積76, 309㎡となります。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第204号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第204号は、原案のとおり決定することに決めます。次に議第205号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>議案第205号の「松江農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させていただきます。皆様方には、本日の審議に先立ち、農振除外案件の現地調査にお出かけ頂きまして、有難うございました。本日はあらためて農振除外の各申出についてご説明いたします。それでは表紙に「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」とあるものをご覧下さい。</p>

1枚目は今回、どういった変更理由で、どれだけの農地が農用地区域から除外されることになるかを一覧にしたものです。次のページの農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどう変化するかを一覧にしたものです。めくっていただきまして、変更土地調書、こちらが2枚ございます。これは、除外・編入の申出について、それぞれ、基本的な情報を一覧にしたものでして、今回は除外12件、編入3件、合計15件の申出を受け付けています。めくっていただきまして、次の変更要件確認表は、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の要件について、各申出が適合していることについて示した一覧です。続いて、別紙「松江農業振興地域整備計画 変更理由書(案) 付図」をご覧ください。こちらは、地番や面積、事業計画を付図にまとめたものです。こちらの資料に基づき、各案件のご説明をいたします。

1番の案件は宍道町佐々布の案件です。目的は分家住宅です。申出者は本家が行う耕作を手伝うため、本家及び曾祖父が所有する農地の近くに住宅を建築する必要があり、周辺には利用可能な非農地もない為、当該地を選定しております。現地調査の際にご質問いただいた、形状変更の時期と、公共マスが2つ入っている事につきましては、40年ほど前に田畑転換をしていたそうです。公共マスが2つ入っていることについては、ご本人も知らなかったそうで、確認をしておられるところですが、計画しておられるのは当計画だけであり、他の住宅建築計画を同時進行しているような状況ではない事を確認しております。

2番の案件は玉湯町林の案件です。目的は車庫の設置です。申出者は現在、近接地の住宅にて6名で暮らしておられます。駐車場が不足しているため、住居の近くに車庫を設置する計画です。こちらは既に倉庫が建設されております。先代が当時、農業用の倉庫として建築したようですが、認識が足りず無断転用となっております。今後は申出者が車庫として使用するという事で、始末書の提出及び今回の申出を受けており、追認扱いとなっております。

3番の案件は東忌部町の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は親の耕作の手伝や将来的には介護の必要もあることから、本家のすぐそばで住宅を建築するものです。面積が非常に大きくなっておりませんが、進入路の確保が必要な事、法面が占める割合が多いことが理由となっております。

4番の案件は八幡町の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は親の耕作の手伝いや将来的には介護の必要もあることから、本家の近くで住宅を建築するものです。当該地は優良な農地ですが、周辺の土地も検討した結果、利用可能な土地はなく、やむなく当該地を選定されたそうです。計画地の中にすでにカーポートが建っていますが、これは30年ほど前に申出者の父が農機具等の保管場所として建設したものであり、認識が足りず無断転用となっております。今後は居住される申出者が駐車場として使用するという事で、始末書の提出を受けており、追認扱いとなっております。

5番の案件は東出雲町下意東の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は現在、奥様の本家で両親と同居していますが、子供が生まれたことで手狭になってきたため、新居を検討しました。両親には引き続き子育ての補助をしてもらう必要があるため、本家近くの当該地で住宅を建築するものです。こちらはすでに切土がなされ、残土が隣接の農用地区域内農地に放置してある状態でしたが、10月末までには残土を適切に処分し果樹を植える旨の始末書の提出を受けております。

6番の案件は八束町二子の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は親の耕作を手伝う為、本家近くに居住する必要があるため、周辺には利用可能な非農地は無いため、当該地を選定しています。周辺農地の耕作者より同意を得ており、周囲への影響についても問題と判断しております。

7番の案件は美保関町千酌の案件です。目的は分家住宅の建築です。現在、同町内の本家で両親と同居中ですが、子供の成長に合わせて住宅の建築を考え、引き続き子育ての補助を受けるため、本家からほど近い当該地を選定しています。現地調査の際にご質問いただいた、形状変更の時期と砂利が敷かれている点については、約15年前に埋め立てられており、砂利を敷き、駐車場として利用していた時期もあるそうです。残地については今後、砂利を撤去し、耕土で覆うなど保全をしていかれるという事で、始末書の提出を受け付けております。

8番の案件も美保関町千酌の案件です。目的は進入路及び駐車場の整備です。申出者は現在、計画地付近の住宅に在住ですが、駐車場が不足しているため、自家用車の駐車場を設けるものです。そのため近接地での設置が望ましく、住居の隣接地である当該地を選定しています。

9番の案件は東持田町の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は現在市内の市街地に在住ですが、子供の成長に伴い住宅の新築を検討し、両親の支援を受けながら子育てをするため、本家からほど近い当該地を選定しています。当該地につきましては、昨年8月に形状変更の届出が出され、今年の2月に完了届が提出されていますが、現在は作物等が栽培されておらず、農地として管理されていない状態です。今回、形状変更後に農振除外の申出が出たわけですが、形状変更をする際は、畑として整備するために農地造成を行ったものです。ただ、市内の息子が分家住宅を建築することになり、当初は本家に隣接する土地等を検討していたのですが、これらの土地が土砂災害警戒区域という事で、やむなく当該地を選定したものです。また、申出地以外の部分については、今月中に整地し果樹を植えるという事で、土地所有者より誓約書の提出を受けており、現在整地は終わられて、これから果樹を植えられるという事です。また、隣接農地の598番については、当該地と同一の所有者であり、当該地の残地と合わせて畑として整備を進めておられます。道路の接道部分については、半月ほど前に土地所有者と市の間で立会を終えたところであり、境界確定に向けた動きを進めておられる状況です。

10番の案件は下佐陀町の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は現在鹿島町に在住ですが、本家が行う耕作の手伝いや、将来的には親の介護が必要となるため、本家近くの当該地で分家住宅を建築するものです。周辺には利用可能な非農地もなく、当該地を選定しております。

11番の案件は大井町の案件です。こちらは携帯電話無線基地局用地としての除外申出です。総務省の認定を受けて事業を行っており、農業振興地域の許可不要の案件です。他への影響もないと認められることから、受付をしております。

12番の案件は宍道町東来待の案件です。こちらは携帯電話無線基地局用地としての除外申出です。総務省の認定を受けて事業を行っており、農業振興地域の許可不要の案件です。他への影響もないと認められることから、受付をしております。

13番の案件は八束町波入の案件です。こちらは農用地区域への編入の手続きになります。農地は平成30年11月に倉庫の建築目的で農振除外をしましたが、建築を中止しました。今後は優良農地として耕作する為、農用地区域に再度編入するものです。

事 務 局	1 4 番の案件も八束町波入の案件です。こちらは農用地域への編入の手続きです。当該地は宅地を建築する目的で農振除外をしましたが、計画を中止しました。今後は優良農地として耕作する為、農用地域に再度編入するものです。 1 5 番の案件も八束町波入の案件です。こちらは農用地域への編入の手続きになります。当該地は資材用の倉庫を建築する目的で平成 16 年に除外をしましたが、計画を中止しました。今後は優良農地として耕作する為、農用地域に再度編入するものです。現況は木が生い茂り荒れている状態ですが、木を伐採し、果樹を植える計画をしておられます。こちらは、当時の転用許可を前提として、除外を行ったものになりますので、転用許可が取り消された以上、再度編入することが妥当であると判断しております。地元委員さんにも現地を確認いただきまして、必要に応じて助言や指導をいただきながら進めていくという事で、了解をいただいております。また、今回の案件のように除外されたままになっている土地が多く、取り扱いに苦慮してしまっていて、今後は除外後に一定期間転用がなされない場合は、自動的に再度編入するような仕組みを検討しているところです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	対象農地につきましては、今日 1 日に、午前が議席番号 1 桁の委員のうち 6 名の委員で橋南を、午後が議席番号 2 桁の委員のうち 7 名の委員で橋北を担当し、2 班に分けて現地調査が行われております。それぞれ代表者から報告をお願いします。
3 番 委 員	橋南地区の案件については、1 件を除いたすべてが分家住宅の案件でした。内容につきましても、事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。
1 5 番 委 員	橋北地区の案件については、先ほど事務局から説明のあった通り、周辺農地への影響等についても、いずれも問題なしと判断いたしました。1 5 番の案件については、今後地元農業委員にも必要に応じて指導いただくようお願いをしています。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 4 番 委 員	1 5 番の案件につきましては、自身担当地区の案件となっておりますので、責任をもって今後の経過を確認いたします。
議 長	ほかにございませつか。 (なしの声)
議 長	ないようございますので、採決いたします。議第 2 0 5 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 205 号は原案のとおり同意することに決します。次に、報告に入ります。報告第 7 1 号「会長専決処分の報告」、報告第 7 2 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 務 局	(報告)
議 長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第 3 6 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。